

第十条 液化石油ガス販売事業者がその事業の全部を譲り渡し、又は液化石油ガス販売事業者について相続、合併若しくは分割（その事業の全部を承継させるものに限る。）があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は、その液化石油ガス販売事業者の地位を承継する。ただし、

第八条 液化石油ガス販売事業者は、第三条第二項各号の事項を変更したときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その登録をした経済産業大臣等に届け出なければならぬ。
い。

2 より公衆の閲覧に供しないわけにはならない。
液化石油ガス販売事業者以外の者は、前項の
標識又はこれに類似する標識を掲示し、又は電
気通信回線に接続して行う自動公衆送信により
公衆の閲覧に供してはならない。

二 都道府県又は一の指定都市の区域内にのみ販売戸を有することとなつたとき。
三 都道府県知事の登録を受けた者が他の一の都道府県又は一の指定都市の区域内にのみ販売所を有することとなつたとき。
四 指定都市の長の登録を受けた者が当該指定都市の区域以外の区域内に販売所を有することとなつたとき。
(標識の掲示等)

第七条 液化石油ガス販売事業者は、経済産業省

2
当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）・合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人が第四条第一項各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

前項の規定により液化石油ガス販売事業者の地位を承継した者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、自ら第三条第一項の都道府県知事の登録若しくは指定都市の長の登録を受けた事業又は当該承継に係る事業であつて同項の都道府県知事の登録若しくは指定都市の長の登録を受けたものについて、当該承継の時に次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者の同項の登録を受けたものとなす。

一 第三条第一項の経済産業大臣の登録を受けた者が同項の都道府県知事の登録又は指定都市の長の登録を受けた者の地位を承継したとき 経済産業大臣

二 第三条第一項の都道府県知事の登録を受けた者が次のイ又はロに掲げる者の地位を承継したとき 当該イ又はロに定める者

イ 第三条第一項の経済産業大臣の登録、他の都道府県知事の登録又は指定都市（その登録に係る都道府県の区域外の指定都市に限る。）の長の登録を受けた者 経済産業大臣

ロ 第三条第一項の指定都市（イに規定する指定都市を除く。）の長の登録を受けた者 都道府県知事

三 第三条第一項の指定都市の長の登録を受けた者が次のイ又はロに掲げる者の地位を承継したとき 当該イ又はロに定める者

イ 第三条第一項の経済産業大臣の登録、都道府県知事（その登録に係る指定都市の区域を管轄しない都道府県知事に限る。）の登録又は他の指定都市（その登録に係る指定都市と同一の都道府県の区域内の指定都市を除く。）の長の登録を受けた者 経済産業大臣

ロ 第三条第一項の都道府県知事（イに規定する都道府県知事を除く。）の登録又は他の指定都市（イに規定する指定都市を除く。）の長の登録を受けた者 都道府県知事

第三条第一項の登録を受けていない者が、同時に、同項の経済産業大臣の登録を受けた者の地位及び同項の都道府県知事の登録若しくは指定都市の長の登録を受けた者の地位を承継したとき、同項の都道府県知事の登録を受けた者の地位及び同項の指定都市（当該都道府県の区域外の指定都市に限る。）の長の登録を受けた者の地位を承継したとき、同項の登録を受けた二以上の者の地位を承継したとき、同項の都道府県知事の登録を受けた二以上の者の地位を承継したとき（当該都道府県が同一であるときを除く。）、又は同項の指定都市の長の登録を受けた二以上の者の地位を承継したとき（当該指定都市が同一の都道府県の区域内の指定都市であるときを除く。）経済産業大臣

五 第三条第一項の登録を受けていない者が、同時に、同項の都道府県知事の登録を受けた者の地位及び同項の指定都市（当該都道府県の区域内の指定都市に限る。）の長の登録を受けた者の地位を承継したとき、又は同項の指定都市の長の登録を受けた二以上の者の地位を承継したとき（当該指定都市が同一の都道府県の区域内の指定都市であるときに限り、同一の指定都市であるときを除く。）都道府県知事

第六十一条 液化石油ガス販売事業者は、経済産業省令で定めるところにより、自己の用に供する液化石油ガスの貯蔵施設を所有し、又は占有しなければならない。ただし、液化石油ガスを貯蔵しないでその液化石油ガス販売事業を円滑に行うことができる場合等として経済産業省令で定める場合には、この限りでない。

第十二条 削除
(規格に適合しない液化石油ガスの販売の禁止等)

第十三条 液化石油ガス販売事業者は、液化石油ガスの規格として経済産業省令で定めるものに適合しない液化石油ガスの一般消費者等に対する販売（液化石油ガスを一般消費者等に現に引き渡しその消費された液化石油ガスのみについて代金を受領する販売の場合には、引渡し）をしてはならない。

2 経済産業大臣等は、その登録をした液化石油ガス販売事業者が前項の規定に違反した場合において、その販売した液化石油ガスによる災害が発生するおそれがあると認めるときは、当該液化石油ガス販売事業者に対し、その販売に係る液化石油ガスによる災害の発生の防止に関する必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(書面の交付)

第十四条 液化石油ガス販売事業者は、一般消費者等と液化石油ガスの販売契約を締結したときは、遅滞なく、次の事項を記載した書面を当該一般消費者等に交付しなければならない。当該交付した書面に記載した事項を変更したときは、当該変更した部分についても、同様とする。

一 液化石油ガスの種類

二 液化石油ガスの引渡しの方法

三 供給設備及び消費設備の管理の方法

四 第二十七条第一項第二号に規定する調査の方法及び同項第三号に規定する周知の方法

五 当該一般消費者等について第二十七条第一項各号に掲げる業務を行う第二十九条第一項の認定を受けた者の氏名又は名称

六 前各号に掲げるもののほか、経済産業省令で定める事項

経済産業大臣等は、その登録を受けた液化石油ガス販売事業者が前項の規定に違反した場合においては、当該液化石油ガス販売事業者に対して、同項の規定による書面を交付し、又は同項各号に掲げる事項を記載した書面を再交付すべきことを命ずることができる。

3 液化石油ガス販売事業者は、前二項の規定による書面の交付（再交付を含む。以下この項において同じ。）に代えて、政令で定めるところにより、一般消費者等の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該液化石油ガス販売事業者は、当該書面の交付をしたものとみなす。

第十五条 削除
(基準適合義務等)

第十六条 液化石油ガス販売事業者は、その液化石油ガス販売事業の用に供する貯蔵施設を経済産業省令で定める技術上の基準（経済産業省令

のは「第二十九条第一項」と、第六条、第八条、第十条第二項、第二十三条及び第二十四条中「登録」とあるのは「認定」と、第六条、第二十三条及び第二十四条第三項中「液化石油ガス販売事業」とあるのは「保安業務」と、第六条第一項とあるのは「第三十五条第一項第一項」と、第六条第一項第一項と、同条各号中「販売所を有する」とあるのは「設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務を行う」と、第八条中「第三条第二項各号」とあるのは「第一条第二項第一号及び第三号」と、第十条第一項中「第四条第一項各号」とあるのは「第三十条各号」と、第二十四条第一項中「第六条」とあるのは「第三十五条の四において準用する第六条」と、同条第二項中「第十条第二項」とあるのは「第三十五条の四において準用する第十条第二項」と読み替えるものとする。

第三十五条の五 都道府県知事又は指定都市の長は、消費設備が経済産業省令で定める技術上の基準に適合しないと認めるときは、その所有者又は占有者に対し、その技術上の基準に適合するように消費設備を修理し、改造し、又は移転すべきことを命ずることができる。

(認定)

第三十五条の六 液化石油ガス販売事業者

2 (保安の確保の方法等の認定) 第三十五条の六 液化石油ガス販売事業者は、液化石油ガスの販売契約を締結している一般消費者等の保安を確保するための機器であつて経済産業省令で定めるもの(以下「保安確保機器」という。)の設置及び管理の方法が経済産業省令で定める基準に適合していることについて、その登録をした経済産業大臣等の認定を受けることができる。

2 前項の認定に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。

(認定液化石油ガス販売事業者の報告義務)

第三十五条の七 前条第一項の認定を受けた液化石油ガス販売事業者(以下「認定液化石油ガス販売事業者」という。)は、経済産業省令で定めるところにより、販売契約を締結している一般消費者等の数及び保安確保機器に係る一般消費者等の数をその認定をした経済産業大臣等に報告しなければならない。

(認定液化石油ガス販売事業者等に係る特例)

第三十五条の八 認定液化石油ガス販売事業者は、第十九条第一項の規定にかかわらず、選任

すべき業務主任者の数その他業務主任者の選任の方法について経済産業省令で定める基準に従つて業務主任者を選任することができる。

第三十五条の九 認定液化石油ガス販売事業者

販売契約を締結している一般消費者等があつて、保安確保機器により保安が確保されている者についての保安業務を行つう保安機関は、第三十四条第一項の規定にかかわらず、供給設備の点検の方法その他保安業務の方法について経済産業省令で定める基準に従つて保安業務を行うことができる。

(認定の取消し)

第三十五条の十 経済産業大臣等は、その認定を受けた認定液化石油ガス販売事業者の保安確保機器の設置及び管理の方法が第三十五条の六第一項の経済産業省令で定める基準に適合しないと認めるときは、遅滞なく、その認定を取り消さなければならない。

2 経済産業大臣等は、その認定を受けた認定液化石油ガス販売事業者が第三十五条の七の報告をしない場合であつて、経済産業大臣等がその相当な期間を定めて報告すべきことを催告し、当該認定液化石油ガス販売事業者がその期間内に報告をしないときは、当該認定液化石油ガス販売事業者に係る認定を取り消すことができる。

第三章の二 液化石油ガス販売事業者

(認定)

第四章 貯蔵施設等及び充てんのための設備

(貯蔵施設等の設置の許可)

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する液化石油ガス販売事業者は、貯蔵施設又は特定供給設備ごとに、その貯蔵施設又は特定供給設備の所在地を管轄する都道府県知事(指定都市の区域内にあつては、指定都市の長。以下この章、第三十八条の三及び第三十八条の十において同じ。)の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けなければならない。

一 第十六条第一項の経済産業省令で定める量以上の液化石油ガスを貯蔵するための貯蔵施設(以下この章において「貯蔵施設」といふ。)を設置しようとする者

2 特定供給設備を設置して液化石油ガスを供給しようとする者

3 第一項の都道府県知事に報告しなければならない。

2 第一項の都道府県知事に報告しなければならない。

3 第一項の都道府県知事に報告しなければならない。

(許可の基準)

第三十七条 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請があつた場合には、その申請に係る貯蔵施設又は特定供給設備が経済産業省令で定める技術上の基準に適合すると認めるときは、許可を下す。

第三十七条の二 第三十六条第一項の許可を受けた都道府県知事は、前条第一項の許可の申請があつた場合には、その申請に係る充てん設備が経済産業省令で定める技術上の基準に適合すると認めるときは、許可を下す。

第三十七条の三 第三十六条第一項の許可を受けた都道府県知事は、前条第一項の許可の申請があつた場合には、その申請に係る充てん設備が経済産業省令で定める技術上の基準に適合すると認めるときは、許可を下す。

第三十七条の四 供給設備に液化石油ガス(高圧ガス保安法第二条の高压ガスであるものに限る。以下この項、次条第二項及び第四項、第九十八条第五号並びに第九十八条の二第一号において同じ。)を充てんしようとする者は、供給設備に液化石油ガスを充てんするための設備(以下「充てん設備」という。)ごとに、その経済産業省令で定める所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

第三十七条の五 充てん設備

2 都道府県知事は、前条の許可の申請があつた都道府県知事に届け出なければならない。

第三十七条の六 充てん設備

2 都道府県知事は、前条の許可の申請があつた都道府県知事に届け出なければならない。

第三十七条の七 充てん設備

2 都道府県知事は、前条の許可の申請があつた都道府県知事に届け出なければならない。

第三十七条の八 充てん設備

2 都道府県知事は、前条の許可の申請があつた都道府県知事に届け出なければならない。

第三十七条の九 充てん設備

2 都道府県知事は、前条の許可の申請があつた都道府県知事に届け出なければならない。

第三十七条の十 充てん設備

2 都道府県知事は、前条の許可の申請があつた都道府県知事に届け出なければならない。

第三十七条の十一 充てん設備

2 都道府県知事は、前条の許可の申請があつた都道府県知事に届け出なければならない。

第三十七条の十二 充てん設備

2 都道府県知事は、前条の許可の申請があつた都道府県知事に届け出なければならない。

第三十七条の十三 充てん設備

2 都道府県知事は、前条の許可の申請があつた都道府県知事に届け出なければならない。

第三十七条の十四 充てん設備

2 都道府県知事は、前条の許可の申請があつた都道府県知事に届け出なければならない。

第三十七条の十五 充てん設備

2 都道府県知事は、前条の許可の申請があつた都道府県知事に届け出なければならない。

第三十七条の十六 充てん設備

2 都道府県知事は、前条の許可の申請があつた都道府県知事に届け出なければならない。

第三十七条の十七 充てん設備

2 都道府県知事は、前条の許可の申請があつた都道府県知事に届け出なければならない。

第三十七条の十八 充てん設備

2 都道府県知事は、前条の許可の申請があつた都道府県知事に届け出なければならない。

第三十七条の十九 充てん設備

2 都道府県知事は、前条の許可の申請があつた都道府県知事に届け出なければならない。

第三十七条の二十 充てん設備

2 都道府県知事は、前条の許可の申請があつた都道府県知事に届け出なければならない。

第三十七条の二十一 充てん設備

2 都道府県知事は、前条の許可の申請があつた都道府県知事に届け出なければならない。

第三十七条の二十二 充てん設備

2 都道府県知事は、前条の許可の申請があつた都道府県知事に届け出なければならない。

(充てん設備の許可)

第三十七条の四 供給設備に液化石油ガス(高圧ガス保安法第二条の高压ガスであるものに限る。以下この項、次条第二項及び第四項、第九十八条第五号並びに第九十八条の二第一号において同じ。)を充てんしようとする者は、供給設備に液化石油ガスを充てんするための設備(以下「充てん設備」という。)ごとに、その経済産業省令で定める所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

第三十七条の五 供給設備に液化石油ガスを充てんするための設備

2 都道府県知事は、前条の許可の申請があつた都道府県知事に届け出なければならない。

第三十七条の六 供給設備に液化石油ガスを充てんするための設備

2 都道府県知事は、前条の許可の申請があつた都道府県知事に届け出なければならない。

第三十七条の七 供給設備に液化石油ガスを充てんするための設備

2 都道府県知事は、前条の許可の申請があつた都道府県知事に届け出なければならない。

第三十七条の八 供給設備に液化石油ガスを充てんするための設備

2 都道府県知事は、前条の許可の申請があつた都道府県知事に届け出なければならない。

第三十七条の九 供給設備に液化石油ガスを充てんするための設備

2 都道府県知事は、前条の許可の申請があつた都道府県知事に届け出なければならない。

第三十七条の十 供給設備に液化石油ガスを充てんするための設備

2 都道府県知事は、前条の許可の申請があつた都道府県知事に届け出なければならない。

第三十七条の十一 供給設備に液化石油ガスを充てんするための設備

2 都道府県知事は、前条の許可の申請があつた都道府県知事に届け出なければならない。

第三十七条の十二 供給設備に液化石油ガスを充てんするための設備

2 都道府県知事は、前条の許可の申請があつた都道府県知事に届け出なければならない。

第三十七条の十三 供給設備に液化石油ガスを充てんするための設備

2 都道府県知事は、前条の許可の申請があつた都道府県知事に届け出なければならない。

第三十七条の十四 供給設備に液化石油ガスを充てんするための設備

2 都道府県知事は、前条の許可の申請があつた都道府県知事に届け出なければならない。

第三十七条の十五 供給設備に液化石油ガスを充てんするための設備

2 都道府県知事は、前条の許可の申請があつた都道府県知事に届け出なければならない。

第三十七条の十六 供給設備に液化石油ガスを充てんするための設備

2 都道府県知事は、前条の許可の申請があつた都道府県知事に届け出なければならない。

第三十七条の十七 供給設備に液化石油ガスを充てんするための設備

2 都道府県知事は、前条の許可の申請があつた都道府県知事に届け出なければならない。

第三十七条の十八 供給設備に液化石油ガスを充てんするための設備

2 都道府県知事は、前条の許可の申請があつた都道府県知事に届け出なければならない。

第三十七条の十九 供給設備に液化石油ガスを充てんするための設備

2 都道府県知事は、前条の許可の申請があつた都道府県知事に届け出なければならない。

第三十七条の二十 供給設備に液化石油ガスを充てんするための設備

2 都道府県知事は、前条の許可の申請があつた都道府県知事に届け出なければならない。

第三十七条の二十一 供給設備に液化石油ガスを充てんするための設備

(許可の基準)

2 都道府県知事は、前条の許可の申請があつた都道府県知事に届け出なければならない。

第三十七条の二十二 供給設備に液化石油ガスを充てんするための設備

2 都道府県知事は、前条の許可の申請があつた都道府県知事に届け出なければならない。

第三十七条の二十三 供給設備に液化石油ガスを充てんするための設備

2 都道府県知事は、前条の許可の申請があつた都道府県知事に届け出なければならない。

第三十七条の二十四 供給設備に液化石油ガスを充てんするための設備

2 都道府県知事は、前条の許可の申請があつた都道府県知事に届け出なければならない。

第三十七条の二十五 供給設備に液化石油ガスを充てんするための設備

2 都道府県知事は、前条の許可の申請があつた都道府県知事に届け出なければならない。

(特定液化石油ガス設備工事事業の届出)

第三十八条の十 液化石油ガス設備工事の作業を伴うものとして経済産業省令で定める液化石油ガス設備工事(以下「特定液化石油ガス設備工事」という。)の事業を行う者(以下「特定液化石油ガス設備工事事業者」という。)は、事業所ごとに、当該事業所における事業の開始の日から三十日以内に、次の事項を当該事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

業者は、その事業所ごとに、気密試験用器具その他の経済産業省令で定める器具を備えなければならない。

第三十八条の十一 特定液化石油ガス設備工事事業者は、特定液化石油ガス設備工事(経済産業省令で定めるものに限る。次条第一項において同じ。)をしたときは、経済産業省令で定めるところにより、当該特定液化石油ガス設備工事に係る供給設備又は消費設備の見やすい場所に、氏名又は名称、施工年月日その他の経済産業省令で定める事項を記載した表示を付さなければならぬ。

(記録の保存等)

第三十八条の十二 特定液化石油ガス設備工事事業者は、特定液化石油ガス設備工事をしたときは、経済産業省令で定める事項に関する記録を作成し、経済産業省令で定めるところにより、当該記録と当該特定液化石油ガス設備工事に係る配管図面を保存しなければならない。

2 特定液化石油ガス設備工事事業者は、供給設備又は消費設備の所有者又は占有者から当該供給設備又は当該消費設備に係る前項に規定する記録又は配管図面を開覧し、又は賃貸したい旨の申出があつたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(器具の備付け)

第三十八条の十三 特定液化石油ガス設備工事事業者は、その事業所ごとに、気密試験用器具その他の経済産業省令で定める器具を備えなければならない。

第二節 指定試験機関

第三十八条の十四 第三十八条の六第一項の指定は、経済産業省令で定めるところにより、試験事務を取り扱う事務所の所在地を変更しようとするときは関係委任都道府県知事に、それぞれ、その旨を届け出なければならない。

は、その旨を届け出なればならない。

(欠格条項)

第三十八条の十五 次の各号の一に該当する者は、第三十八条の六第一項の指定を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第三十八条の二十六第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 その業務を行う員のうちに、次のいずれかに該当する者がある者

イ 第一号に該当する者

ロ 第三十八条の二十二の規定による命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者

(指定の基準)

第三十八条の十六 経済産業大臣は、第三十八条の六第一項の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が、試験事務の適確な実施のために適切なものであること。

二 前号の試験事務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

三 一般社団法人又は一般財團法人であること。

(変更の届出)

第三十八条の十七 指定試験機関は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、

その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

の六第一項の規定により当該指定試験機関にその試験事務を行わせることとした都道府県知事(以下「委任都道府県知事」という。)に、試験事務を取り扱う事務所の所在地を変更しようとするときは関係委任都道府県知事に、それぞれ、その変更をしようとする日の二週間前までに、その旨を届け出なければならない。

は、その旨を届け出なければならない。

(試験事務規程)

第三十八条の十八 指定試験機関は、試験事務の実施に関する規程(以下「試験事務規程」という。)を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

(役員の選任及び解任)

第三十八条の二十一 指定試験機関の役員の選任及び解任は、経済産業大臣の認可を受けなければならぬ。その効力を生じない。

(役員の解任命令)

第三十八条の二十二 経済産業大臣は、指定試験機関の役員が、この法律に基づく命令の規定若しくは試験事務規程に違反したとき、又は試験事務に關し著しく不適当な行為をしたときは、指定試験機関に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(試験委員)

第三十八条の二十三 指定試験機関は、試験事務を行うときは、液化石油ガス設備士として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に關係する事務については、試験委員に行わせなければならない。

(試験委員)

第三十八条の二十四 指定試験機関は、試験委員を選任しようとするときは、経済産業省令で定める要件を備える者の中から選任しなければならない。

(試験委員)

第三十八条の二十九 指定試験機関は、経済産業大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

経済産業大臣は、指定試験機関の試験事務の全部又は一部の休止又は廃止により試験事務の適正かつ確実な実施が損なわれるおそれがないと認めるときでなければ、前項の許可をしてはならない。

(試験事務の休廃止)

第三十八条の三〇 指定試験機関は、経済産業大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

経済産業大臣は、第一項の許可をしたときは、その旨を関係委任都道府県知事に通知しなければならない。

(事業計画等)

第三十八条の二十一 指定試験機関は、毎事業年度開始前に(第三十八条の六第一項の指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、その事業年度の事業計画及び收支予算を作成し、経済産業大臣の認可を受けなければならぬ。

試験事務に從事する指定試験機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(適合命令等)

第三十八条の二十二 経済産業大臣は、指定試験機関が第三十八条の十六各号(第三号を除く。以下この項において同じ。)の一に適合しなかつたと認めるときは、指定試験機関に対し、

当該各号に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

経済産業大臣は、前項に定めるもののほか、試験事務の適正な実施を確保するため必要があ

3 指定試験機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、経済産業大臣及び委任都道府県知事に提出しなければならない。

(役員の選任及び解任)

第三十八条の二十三 指定試験機関の役員の選任及び解任は、経済産業大臣の認可を受けなければならぬ。その効力を生じない。

(役員の解任命令)

第三十八条の二十四 指定試験機関は、試験委員を選任しようとするときは、経済産業省令で定める要件を備える者の中から選任しなければならない。

(試験委員)

第三十八条の二十九 指定試験機関は、試験委員を選任しようとするときは、経済産業省令で定める要件を備える者の中から選任しなければならない。

(試験事務の休廃止)

第三十八条の三〇 指定試験機関は、経済産業大臣の許可をしたときは、その旨を関係委任都道府県知事に通知しなければならない。

(事業計画等)

第三十八条の二十一 指定試験機関は、毎事業年度開始前に(第三十八条の六第一項の指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、その事業年度の事業計画及び收支予算を作成し、経済産業大臣の認可を

受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

(適合命令等)

ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な限度の分量に限り液化石油ガスを収去させることができる。

2 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、その認定を受けた保機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 都道府県知事又は指定都市の長は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、その登録を受けた液化石油ガス販売事業者、その許可を受けた充てん事業者又は特定液化石油ガス設備工事事業者の事務所、営業所、液化石油ガス、充てん設備若しくは液化石油ガス設備工事の施工場所その他その業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最少限度の分量に限り液化石油ガスを収去させることができる。ただし、特定液化石油ガス設備工事の施工場所には、当該施工場所の管理者の承諾を得た場合でなければ、立ち入らせてはならない。

4 都道府県知事又は指定都市の長は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、その認定を受けた保機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

5 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、国内登録検査機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

6 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、都道府県知事又は市長が行うこととされている場合にあつては、都道府県又は市は、同項の規定による命令によつて生じた損失を所有者又は占有者に対し補償しなければならない。

7 委任都道府県知事は、その行わせることとした試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その職員に、当該試験事務を取り扱う指定試験機関の事務所に立ち入り、当該試験事務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

8 前各項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

9 経済産業大臣は、必要があると認めるときは、機構に、第一項の規定による立入検査又は質問（液化石油ガス器具等の製造、輸入又は販売の事業を行う者に係るものに限る。）又は第五項の規定による立入検査又は質問を行わせることができる。

10 経済産業大臣は、前項の規定により機構に立入検査又は質問を行わせる場合には、機構に対してこれを実施すべきことを指示するものとする。

11 機構は、前項の指示に従つて第九項に規定する立入検査又は質問を行つたときは、その結果を経済産業大臣に報告しなければならない。

12 第九項の規定により機構の職員が立ち入るとときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

13 第一項から第七項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第八十三条の二（液化石油ガス器具等の提出）

1 経済産業大臣は、前条第一項の規定によりその職員に、又は同条第九項の規定により機構に液化石油ガス器具等の製造、輸入又は販売の事業を行う者の事務所、営業所、工場、液化石油ガス器具等の保管場所その他その業務を行う場所に立ち入り、検査をさせ、又は検査を行わせた場合において、その所在の場所において検査をさせ、又は検査を行わせることが著しく困難であると認められる液化石油ガス器具等があつたときは、その所有者又は占有者に対し、期限を定めて、これを提出すべきことを命ずることができる。

2 国（前項の規定に基づく経済産業大臣の権限に属する事務を第九十四条の二の規定に基づく政令の規定により都道府県知事又は市長が行うこととされている場合にあつては、都道府県又は市）は、同項の規定による命令によつて生じた損失を所有者又は占有者に対し補償しなければならない。

3 前項の規定により補償すべき損失は、第一項の命令により通常生ずべき損失とする。

（機構に対する命令）

第八十三条の三（経済産業大臣は、第六十四条第三項に規定する検査若しくは質問又は第八十三

条第九項に規定する立入検査若しくは質問のものについては、機構の収入とする。

2 前項の条件は、許可、指定、認定又は承認に係る事項の確実な実施を図るために必要な最少限度のものに限り、かつ、許可、指定、認定又は承認を受ける者に不当な義務を課すこととなるものであつてはならない。

（許可等の条件）

第八十四条（許可、指定、認定又は承認には、条件を付することができる。）

2 前項の条件は、許可、指定、認定又は承認に係る事項の確実な実施を図るために必要な最少限度のものに限り、かつ、許可、指定、認定又は承認を受ける者に不当な義務を課すこととなるものであつてはならない。

（関係行政機関への通報等）

第八十五条（削除）

（手数料）

1 経済産業大臣等は、第三条第一項の登録をし、第三十六条第一項、第三十七条の二第一項（第三十七條の二第二項（第三十七条の四第三項の許可をし、第六条、第八条、第二十三条、第三十七条の二第二項（第三十七条の四第三項において準用する場合を含む。）若しくは第三十七条の二第二項（第三十七条の四第三項において準用する場合を含む。）若しくは第三十八条の三の規定による届出若しくは第十条第三項の規定による届出（同条第二項に規定する場合に係るものに限る。）を受理し、第二十五条若しくは第二十六条の規定により登録の取消しをし、又は第三十七条の七第一項の規定により許可の取消しをしたときは、政令で定めるところにより、その旨を都道府県知事、指定都市の長、国家公安委員会若しくは都道府県公安委員会又は消防庁長官若しくは消防長に通報しなければならない。

2 消防庁長官又は消防長は、液化石油ガス販売事業者の液化石油ガスの貯蔵施設、供給設備若しくは充てん設備又は販売若しくは充填の方法が第十六条第一項、第十六条の二第一項、第三十七条若しくは第三十七条の四第二項の経済産業省令で定める技術上の基準又は第十六条第二項の経済産業省令で定める基準若しくは第三十七条の五第二項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していない場合その他災害の予防のため特に必要があると認める場合は、政令で定めるところにより、経済産業大臣、都道府県知事又は指定都市の長に対し、必要な措置をとるべきことを要請することができる。

3 経済産業大臣は、第十六条第一項若しくは第三十七条、第三十七条の四第二項又は第三十七条の五第二項の基準を定める経済産業省令の認定、第三十七条の五第四項の指定を受け又は経済産業大臣若しくは産業保安監督部長に對し、その登録簿の賃本の交付し液化石油ガス販売事業者登録簿の賃本の交付若しくは液化石油ガス販売事業者登録簿の閲覧を請求しようとする者の納付するものについては、国庫の、機構が行う第六十二条第二項の適合

4	消防庁長官は、火災その他の災害の予防のため特に必要があると認めるときは、前項の基準の変更に関し経渀産業大臣に意見を述べことができる。 （公示）
第八十八条	経済産業大臣は、次の場合には、その旨を公表しなければならない。 一 第三十五条の六第一項の認定をしたとき。 二 第三十七条の六第四項の認定をしたとき。 三 第三十八条の四第二項第一号の指定を取り消したとき。 四 第三十八条の六第一項の認定をしたとき。 五 第三十八条の九第一項の指定をしたとき。 六 第三十八条の十九第一項の許可をしたとき。 七 第三十八条の二十六第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消し、又は同項の規定により試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。 八 第四十七条第一項の登録をしたとき。 九 第五十条の規定により表示を付することを禁止したとき。 十 第六十二条の規定による届出があつたとき。
2	都道府県知事は、次の場合には、その旨を公示しなければならない。 一 第三十五条の六第一項の認定をしたとき。 二 第三十五条の六第一項の認定を取り消したとき。 三 第三十八条の十七第二項の規定による届出があつたとき。
2	第三十八条の二十七第一項の規定により試験事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は同項の規定により自ら行つていた試験事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。
3	指定都市の長は、次の場合には、その旨を公示しなければならない。 一 第三十五条の六第一項の認定をしたとき。 二 第三十五条の六第一項の認定を取り消したとき。

2	第三十八条の二十六第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消し、又は同項の規定により試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。 三 第四十七条第一項の登録をしたとき。 四 第五十条の規定により表示を付することを禁止したとき。 五 第五十六条（第六十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出があつたとき。 六 第五十八条（第六十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出があつたとき。 七 第六十一条の規定により登録を取り消し、又は適合性検査の業務の停止を命じたとき。 八 第六十二条第一項の規定により経済産業大臣が適合性検査の業務の全部若しくは一部を自ら行うものとするとき、又は自ら行つていた適合性検査の業務の全部若しくは一部を行わせることとするとき。 九 第六十二条第二項の規定により経済産業大臣が機構に適合性検査の業務の全部若しくは一部を行わせることとするとき、又は機構に行っていた適合性検査の業務の全部若しくは一部を行わせないこととするとき。 十 第六十四条第一項の規定により登録を取り消したとき。
2	第三十八条の六第一項の規定により協会又は指定試験機関に行わせることとした試験事務を協会又は指定試験機関に行わせないととしたとき。
3	第三十八条の十七第二項の規定による届出があつたとき。
2	第三十八条の二十七第一項の規定による届出があつたとき。

2	（協会の意見の聴取） 第八十九条 経済産業大臣は、第十六条第一項若しくは第二項、第十六条の二第一項、第三十五条の五又は第三十七条の基準を定める経済産業省令の制定又は改廃をしようとするときは、協会の意見を聴かなければならない。（聴聞の特例）
3	（審査請求の手続における意見の聴取） 第九十二条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分又はその不作為についての審査請求に対する裁決は、行政不服審査法第二十条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、審査請求人に対し、相当な期間をおいて予告した上、同法第十一条第二項に規定する審理員が公開による意見の聴取をした後にしてなければならぬ。
2	（前項の意見の聴取に際しては、審査請求人及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない） 第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。
2	（適合性検査についての申請及び経済産業大臣の命令） 第九十条 経済産業大臣等は、第二十六条の規定による命令又は第五十条の規定による禁止をしたとき。
2	（届出事業者の意見の聴取） 第八十九条（二）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならぬ。

3	（都道府県又は市が処理する事務） 第九十四条 第二章から第四章の二までの規定は、高圧ガス保安法第三条第一項第九号の政令で定める液化石油ガスについて、適用しない。
2	（都道府県又は市が処理する事務） 第九十四条（二）この法律に規定する経済産業大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事又は市長が行うことができる。
2	（権限の委任） 第九十五条 この法律の規定により経済産業大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、経済産業局長又は産業保安監督部長に委任することができる。（経済産業大臣の指示）
2	（経済産業大臣の指示） 第九十五条（二）経済産業大臣は、液化石油ガスによる災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事又は市長に対して、この法律又は第九十四条の二の規定に基づく政令の規定により都道府県知事又は市長が行うこととされる事務に関し、必要な指示をすることができる。
2	（絏済産業大臣の申出） 第九十五条の規定に違反していると認めるとおり、当該申請に係る国内登録検査機関が第一項若しくは第二項、第五十条、第六十一条又は第六十四条の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならぬ。前項の聴聞の主宰者は、行政手続法第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害関係人

二 第五十九条第一項又は第四十条の規定に違反した者

三 第六十一条の規定による業務の停止の命令に違反した者

四 第六十五条の規定による命令に違反した者

第五十九条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三条第一項の登録を受けないで液化石油ガス販売事業を行つた者

二 第二十六条の規定による事業の停止の命令に違反した者

三 第三十七条の七第一項の規定による貯蔵施設、特定供給設備又は充てん設備の使用の停止の命令に違反した者

第九十六条の三 第三十八条の四の二第二項又は第三十八条の二十四第一項の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第九十七条 第三十八条の二十六第二項の規定による業務の停止の命令に違反した場合には、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第九十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、六ヶ月以下の拘禁刑若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 刑罰

二 第十一条、第十九条第一項、第二十一条第一項、第三十七条の三第一項（第三十七条の四第四項において準用する場合を含む。）又は第三十七条の六第一項の規定に違反して貯蔵施設又は特定供給設備を設置した者

三 第三十六条第一項の許可を受けないで貯蔵施設の位置、構造若しくは設備又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置を変更した者

四 第三十七条の二第一項の規定に違反して充てん設備の第三十七条の四第一項の規定に違反して充てん設備の第三十七条の二第二項の規定に違反して充てん設備を定める所在地、構造、設備又は装置を変更した者

第九十八条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十七条の五第四項の規定に違反して同項の課程を修了した者以外の者に液化石油ガスの充填を行わせた者

二 第三十八条の七の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第三十九条 第十三条第二項の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第一百条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条第二項の規定による命令に違反した者

一の二 第十六条第一項又は第二項の規定に違反した者

二 第十六条の二第二項、第三十四条第三項、第三十五条の五又は第三十七条の五第三項の規定による命令に違反した者

三及び四 削除

五 第三十八条の十三の規定に違反して器具を備えなかつた者

六 第四十一条第一項の規定による届出をする場合において虚偽の届出をした者

七 第四十六条第三項の規定に違反して検査を行わず、検査記録を作成せず、虚偽の検査記録を作成し、又は検査記録を保存しなかつた者

八 第四十七条第一項の規定に違反して、証明書の交付を受けず、又は証明書を保存しなかつた者

九 第五十八条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十 第八十一条第三項の規定に違反して同項に規定する事項の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

十一 第八十二条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者（液化石油ガス器具等の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者に限る。）

十二 第八十二条第四項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十三 第八十三条第一項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対しても答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者（液化石油ガス器具等の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者に限る。）

十四 第八十三条第五項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者十五 第八十三条第二第一項の規定による命令に違反した者

第一百一条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第七条又は第三十八条の二の規定に違反した者

二 第十九条第二項、第二十一条第二項、第二十三条又は第三十八条の十一第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第八十二条第一項の規定に違反して同項に規定する事項の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

四 第八十二条第一項又は第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者（前条第十一号の規定に該当する者を除く。）

五 第八十三条第一項若しくは第二項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれららの規定による質問に対する答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者（前条第十三号の規定に該当する者を除く。）

六 第八十三条第三項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第七十二条 次の各号の一に掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第三十八条の十九第一項の許可を受けないで試験事務の全部を廃止したとき。

二 第八十二条第二項の規定に違反して同項に規定する事項の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

三 第八十二条第三項又は第五項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 第八十三条第六項又は第七項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれららの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

五百三條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その

二 第九十六条第一号若しくは第三号、第九十六条の二、第九十八条又は第九十九条から第六条までの罰金刑を科する。

一 第九十六条第二号又は第四号 一億円以下の罰金刑

二 第九十六条第一号若しくは第三号、第九十六条の二、第九十八条又は第九十九条から第六条までの過料を科する。

百一条まで 各本条の罰金刑

第三百三十三条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 第四十二条第二項、第四十三条又は第四十四条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第五十八条の二第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだ者

第三百三十三条の三 第八十三条の三の規定による命令に違反した場合には、その違反行為をした機関の役員は、二十万円以下の過料に処する。

第三百四十四条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第六条（第三十五条の四において準用する場合を含む。）、第八条（第三十五条の四において準用する場合を含む。）、第十条（第三三项において準用する場合を含む。）、第三十五条の四において準用する場合を含む。）、第三十三条规定の表示をせず、又は虚偽の表示をした者

二 第三十八条の十二第一項の規定に違反して記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は記録若しくは配管図面を保存しなかつた者

二 正当な理由なく、第三十八条の四第四項の規定による命令に違反して液化石油ガス設備士免状を返納しなかつた者

三 第三十八条の十一の規定に違反して表示をせず、又は虚偽の表示をした者

四 第三十八条の十二第一項の規定に違反して記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は記録若しくは配管図面を保存しなかつた者

定は、第四条の規定の施行前に事業の全部の譲渡し又は相続若しくは合併があつた場合におけるその事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人については、適用しない。

(罰則に関する経過措置)

第十七条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十八条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第一条 附則第二条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一一年七月一六日法律第八七号) 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五

条、節名並びに二款及び款名を加える改正規

定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分

（両議院の同意を得ることに係る部分に限る

。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第

九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項

（市町村の合併の特例に関する法律第六

条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部

分を除く。）並びに附則第七条、第十一条、第

十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四

項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第

百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十

条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二

百二条の規定

（国等の事務）

第一百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前ににおいて、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則

二百六十二条の規定）

は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する事務として処理するものとする。

（处分、申請等に関する経過措置）

第一百六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第一百六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の处分その他の行為（以下この条において「处分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれら行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた处分等の行為又は申請等の行為とみなす。

この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第一百六十二条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）が行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第八条、第二十三条、第五十一条及び第六十六条の規定

（平成十二年四月一日）

三 第一条及び第二条の規定、第四条中高圧ガス保安法第五十九条の九第六号、第五十九条

の二十八第一項第五号、第五十九条の二十九

第三項及び第五十九条の三十の改正規定並びに第十一条の規定並びに附則第三条から第七

条まで、第九条から第十三条まで、第十五条から第二十二条まで、第二十四条、第三十

条、第五十三条から第六十五条まで、第六十七条及び第七十八条の規定（通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）第四

条第七十二号及び第五条第一項の改正規定を除く。）平成十二年十月一日

（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第一百六十三条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によ

る。（手数料に関する経過措置）

第一百六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであった手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるものほか、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第一百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)

第一百六十五条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、で

きる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行ふものとする。

第一百六十六条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成一一年八月六日法律第一二二号) 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年七月一日から施

行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当

該各号に定める日から施行する。

一 附則第八条、第二十三条、第五十一条及び第六十六条の規定

（平成十二年四月一日）

三 第一条及び第二条の規定、第四条中高圧ガ

ス保安法第五十九条の九第六号、第五十九条

の二十八第一項第五号、第五十九条の二十九

第三項及び第五十九条の三十の改正規定並びに第十一条の規定並びに附則第三条から第七

条まで、第九条から第十三条まで、第十五条から第二十二条まで、第二十四条、第三十

条、第五十三条から第六十五条まで、第六十七

条及び第七十八条の規定（通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）第四

条第七十二号及び第五条第一項の改正規定を除く。）平成十二年十月一日

（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第一百六十七条 第二条の規定による改正後の液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「新液化石油ガス法」という。）第四

十七条第一項の規定による認定又は承認を受けようとする者は、第二条の規定の施行前において

ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「旧液化石油ガス法」という。）第四

十七条第一項の規定による認定又は承認を受けようとする者は、第二条の規定の施行前において

ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「新液化石油ガス法」という。）第四

十七条第一項の規定による認定又は承認を受けようとする者は、第二条の規定の施行前において

ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「旧液化石油ガス法」という。）第四

十七条第一項の規定による認定又は承認を受けようとする者は、第二条の規定の施行前において

より従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。

一から二十五まで 略

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一九年一二月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則 (平成一九年一二月二二日法律第二〇四号) 抄

(施行期日)

第二条 この法律は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、附則第八条から第十九条までの規定は、同日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。(罰則に関する経過措置)

第二十条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(政令への委任)

第二十一条 附則第二条から第七条まで、第九条、第十一条、第十八条及び前条に定めるもののほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一九年五月三一日法律第九一號) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、商法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二　附則第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項及び第九条第一項の規定 平成十五年十月一日

(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第五条 第四条の規定による改正後の液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(以下「新液化石油ガス法」という。)第四十七条第一項の登録を受けようとする者は、この法律の施行前においても、その申請を行うことができる。(新液化石油ガス法第五十七条第一項(新液化石油ガス法第六十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定による業務規程の届出についても、同様とする。

2 この法律の施行の際現に第四条の規定による改正前の液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(以下「旧液化石油ガス法第四十七条第一項の認定又は承認を受けている者は、新液化石油ガス法第四十七条第一項において同じ。」)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第十二条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該規定)の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

(政令への委任)

第十三条 附則第二条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関し必要となる経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成一五年六月一八日法律第九
二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 第二条の規定並びに附則第七条、第八条、第九条第五項、第十二条から第十四条まで、第四十条、第四十七条、第四十九条、第五十条(第二条第十二項)を「第二条第十三項」に改める部分に限る。、第五十二条及び第五十三条の規定 平成十六年四月一日

附 則 (平成一六年六月九日法律第九四
号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、附則第七条及び第二十八条の規定は公布の日から、附則第四条第一項から第六项まで及び第九項から第十一項まで、第五条並びに第六条の規定は平成十六年十月一日から施行する。

(处罚等に関する経過措置)

第二十六条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条例において同じ。)の規定によつてした处分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

(政令委任)

第二十七条 この法律の施行前に定めるもののはか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

第二十八条 この附則に定めるもののはか、この法律の施行について、なお従前の例によつたものとする。

附 則 (平成一七年六月二九日法律第十七
三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第八条の規定は、公布の日から施行する。

(火薬類取締法等の一部改正に伴う経過措置)

第八条 附則第三条の規定による改正前の火薬類取締法第五十三条の規定、附則第四条の規定による改正前の火薬類取締法等の一部改正に伴う経過措置

による改正前の高圧ガス保安法第七十五条の規定、附則第五条の規定による改正前のガス事業法第四十八条の規定、附則第六条の規定による改正前の電気用品安全法第四十九条の規定又は前条の規定による改正前の液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第八十九条の規定に基づいて、公聴会を開き、広く一般の意見を聴いたときは、新法の適用については、それぞれ新法第三十九条第一項の規定による手続を実施したものとみなす。

附 則 (平成一七年七月二六日法律第八号) 抄
この法律は、会社法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一八年六月二一日法律第五〇号) 抄
この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一三年六月二二日法律第七〇号) 抄
(施行期日)
この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から、附則第十七条の規定は地域の自主性及び独立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十三年法律五百五号)の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則 (平成一三年六月二十四日法律第七〇五号) 抄
(施行期日)
この法律は、公布の日から起算して二十二日を経過した日から施行する。

附 則 (平成一三年八月三〇日法律第一〇五号) 抄
(施行期日)
この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条、第十条 (構造改革特別区域法第十八条の改正規定に限る)、第十四条(地方自治法第二百五十二条の十九、第二百六十条並み)、第十九条(別表第一騒音規制法(昭和四十三年法律第五十九号)の項、都市計画法(昭和四十三年法律第六十号)の項、都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)の項、環境基本法

一条、第二百八十三条、第三百十一条及び第三百十八条の改正規定に限る。）、第一百五十五条（都市再生特別措置法第五十一条第四項の改正規定に限る。）、第一百五十六条（マンションの建設等の円滑化等に関する法律第一百二条の改正規定を除く。）、第一百五十七条、第一百五十八条（景観法第五十七条の改正規定に限り、）第一百六十条（地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第六条第五項の改正規定（第二項第二号イ）を「第二項第一号イ」に改める部分を除く。）並びに同法第十一条及び第十三条の改正規定に限る。）、第一百六十二条（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十一条、第十二条、第十三条、第三十六条第二項及び第五十六条の改正規定に限る。）、第一百六十五条（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第二十四条及び第二十九条の改正規定に限る。）、第一百六十

び第十八条の改正規定に限る。)、第百二十条
(都市計画法第六条の二、第七条の二、第八
条、第十条の二から第十二条の二まで、第十
二条の四、第十二条の五、第十二条の十、第
十四条、第二十条、第二十三条、第三十三条
及び第五十八条の二の改正規定を除く。)、第
百二十二条(都市再開発法第七条の四から第
七条の七まで、第六十条から第六十二条ま
で、第六十六条、第九十八条、第九十九条の
八、第一百三十九条の三、第一百四十一条の二及
び第一百四十二条の改正規定に限る。)、第百二
十五条(公有地の拡大の推進に関する法律第
九条の改正規定を除く。)、第百二十八条(都
市緑地法第二十条及び第三十九条の改正規定
を除く。)、第百三十三条(大都市地域におけ
る住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別
措置法第七条、第二十六条、第六十四条、第
六十七条、第一百四条及び第一百九条の二の改正
規定に限る。)、第百四十二条(地方拠点都市
地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進
に関する法律第十八条及び第二十一条から第
二十三条までの改正規定に限る。)、第百四十
五条、第百四十六条(被災市街地復興特別措
置法第五条及び第七条第三項の改正規定を除
く。)、第百四十九条(密集市街地における防
災街区の整備の促進に関する法律第二十条、
第二十一条、第一百九十二条、第一百九十二条、
第一百九十七条、第二百三十三条、第二百四十

ら第百七条まで、第百十二条、第百十七条（地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成二十一年法律第七十二号）第四条第八項の改正規定に限る。）、第百十九条、第一百二十一条の二並びに第一百二十三条第二項の規定 平成二十四年四月一日
（罰則に関する経過措置）

第八十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお從前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

（政令への委任）

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(その他の経過措置の政令への委任)

第八十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二五年六月一四日法律第四号)抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第十一条 (この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。)
(政令への委任)

第十一條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附則（平成二十三年二月一四日法律第二二二号）抄

第一条 (施行期日) この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第六条、第八条、第九条及び第十三条の規定 (公布の日)

附 則 (平成二四年六月二七日法律第四七号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第七条第一項(両議院の同意を得ることに係る部分に限る)並びに附則第二条第三項(両議院の同意を得ることに係る部分に限る。)、第五条、第六条、第十四条第一項、第三十四条及び第八十七条の規定 (公布の日)

(罰則の適用に関する経過措置) 第八十六条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なる逆向の列によ

附 則（令和二年六月一二日法律第四九

第一条（施行期日）抄
この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中電気事業法目次の改正規定（電気事業者）を「電気事業者等の」に、「供給命令等」を「災害等への対応」に、「第三十三条」を「第三十四条」に、「第三十四条」を「第三十四条の二」に改める部分に限る。）、同法第二十六条の次に二条を加える改正規定、同法第二十七条第一項の改正規定、同法第二十七条の十二の改正規定、同法第二十七条の二十六第一項の改正規定、同法第二十七条の二十九の改正規定、同法第二章第七節第一款の款名の改正規定、同法第二十八条の改正規定、同法第二十八条の四十第五号の改正規定、同節第五款の款名の改正規定、同法第三十一条の前に見出しを付する改正規定、同法第六款中第三十四条を第三十四条の二とする改正規定、同節第五款に一条を加える改正規定、同法第九号の改正規定及び同法第二十条第四号の改正規定、第五条の規定（第三号に掲げる改正規定を除く。）並びに第六条中電気事業法等の一部を改正する改正規定、同法第十六条第四項の改正規定（第六十条の十一）を「第六十六条の十」に改める部分に限る。）及び同法附則第二十三条第九条の改正規定並びに附則第六条、第七条、第九条から第十二条まで及び第二十八条の規定の日定公布の日

附 則（令和四年五月二〇日法律第四四

（施行期日）抄
この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条及び第七条から第九条までの規定並びに次条及び附則第六条の規定（施行期日）抄
この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第一条（地方自治法第二百六十条の十八第三項の改正規定、同法第二百六十条の十九の十条の二十八第一項の改正規定及び同法第二百六十条の規定並びに附則第三条の規定）令和五年四月一日

（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一一部改正に伴う経過措置）

第三条（施行期日）抄
この法律は、（以下この条において「第三号施行日」といいう。）前に第十条の規定による改正前の液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下この条において「旧液化石油ガス法」という。）の規定により都道府県知事がした登録等の処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又は同号に掲げた登録等の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）で、第三号施行日に登録等の申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）で、第三号施行日における第十条の規定による改正後の液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下この条において「新液化石油ガス法」という。）の適用については、新液化石油ガス法の相当規定により指定都市の長がした処分等の行為又は指定都市の長に対してされた申請等の行為とみなす。

一 第二条の規定並びに次条並びに附則第三条、第十二条及び第十三条の規定、附則第四条中液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四十九号）第三十七条の六第一項ただし書の改正規定並びに附則第十七条の規定、この法律の施行の日から起算して三年を経過した日から三まで 略

四 第二条の規定並びに次条並びに附則第三条、第十二条及び第十三条の規定、附則第四条中液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四十九号）第三十七条の六第一項ただし書の改正規定並びに附則第十七条の規定、この法律の施行の日から起算して三年を経過した日から三まで 略

第一条（施行期日）抄
この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行期日）

附 則（令和五年六月一六日法律第六三号）抄
この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条（施行期日）抄
この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行期日）

附 則（令和六年五月二四日法律第三七号）抄
この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第十四条の規定は、公布の日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則（令和四年六月二二日法律第七四号）抄
この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から三まで 略